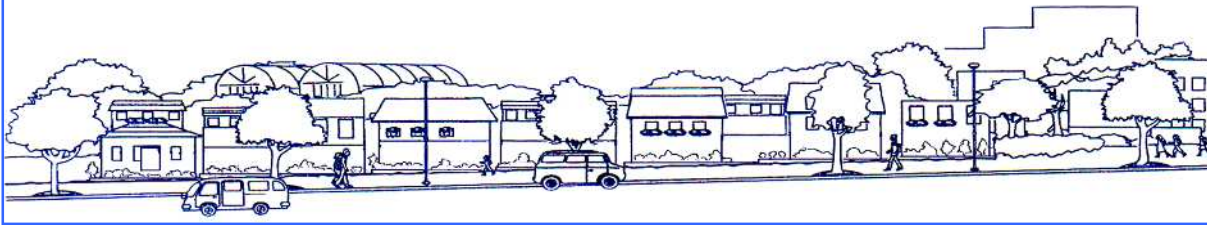


北小岩一丁目東部地区



江戸川区土木部
区画整理課

換地処分の公告を10月9日に行いました

日頃より区政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

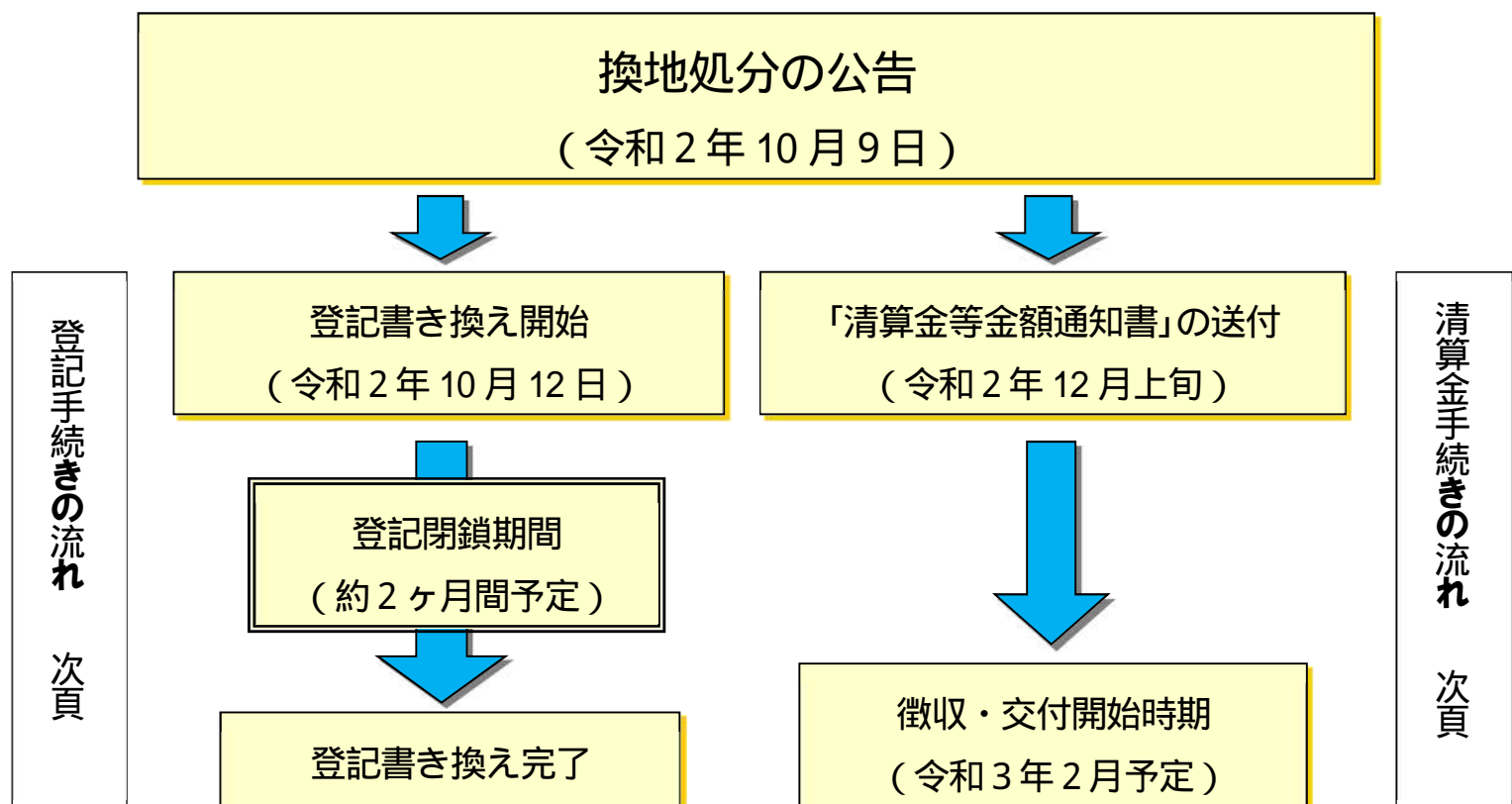
これまでのまちづくりニュースや、換地計画案の個別説明会等で説明しましたとおり、令和2年10月9日付の東京都公報において、東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業の換地処分の公告を行いましたのでお知らせします。

この公告により、皆さまの換地および清算金が確定します。清算金の徴収・交付は換地処分公告の日における土地所有者及び借地権者が対象となります。

また、すでにお送りした換地処分通知に記載されている権利者と公告日における権利者が異なる場合（売買・相続等により権利者がかわった場合等）は、通知をお送りした前権利者に対して換地処分通知の取り消しを行い、公告日の土地所有者及び借地権者等に対して新たに換地処分通知を11月頃お送りする予定です。権利変動があった方は、通知をご確認くださいようお願いいたします。

換地処分後の手続き等につきましては、今後もまちづくりニュース等でお知らせする予定です。

東京都公報はホームページでご覧いただけます。<http://www.tokyoto-koho.metro.tokyo.jp/>



登記手続きが一時閉鎖されます

換地処分に伴い土地の地番・地積ならびに建物の家屋番号・所在地等を書き換えるため、登記所（東京法務局江戸川出張所）が対象となる土地・建物の登記手続きを一時的に閉鎖します。

閉鎖期間は10月12日から約2か月間を予定しており、この間は所有権等の移転登記や登記事項証明書の発行申請等を行うことができません。ご理解、ご協力をお願いいたします。

清算金等金額の徴収・交付の手続きについて

令和2年12月上旬に「清算金等金額通知書」を送付させていただきます。その際、徴収の方には「清算金徴収方法申出書」を、交付の方には「清算金等交付通知書」と「請求書兼支払金口座振替依頼書」を同封いたしますので、必要事項をご記入のうえ、ご提出をお願いいたします。

徴収・交付開始時期については、令和3年2月頃を予定しています。

国土交通省江戸川河川事務所からのお知らせ

高規格堤防特別区域の表示登記の手続きについて

換地処分に伴い土地の地番・地積ならびに建物の家屋番号・所在地等を書き換える手続きと同時に、現在、国（河川管理者）がすでに公示している高規格堤防特別区域範囲内にある皆さまの土地に、高規格堤防特別区域の表示登記手続きが並行して行われます。

閉鎖期間終了後の新しい土地登記簿の表題部には、「河川区域（高規格堤防特別区域）」の表示が地番・地目欄の傍らに付されます。

この手続きは、皆さまの土地が河川区域内の土地でありながら、同時に、河川法の定める規制が大幅に緩和され、通常の土地の利用に供することができる土地（ただし、建物の新築・改築等する際に、河川法の許可が必要となる場合もあります。）であることを法律的に明示する大切なものです。ご協力をいただきますようお願いいたします。

《お問い合わせ先》 電話でのお問い合わせは、平日午前8時30分から午後5時までの間にお願ひします。

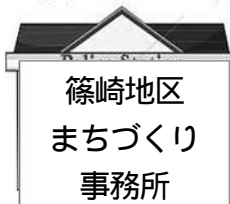


国土交通省江戸川河川事務所 占用調整課

〒278-0005 千葉県野田市宮崎134

電話 04-7125-7320(直通) FAX 04-7125-0679

<お問い合わせ先> 電話でのお問い合わせは、平日午前8時30分から午後5時までの間にお願ひします。



換地処分・清算金の決定に関する事 計画換地係 TEL 5664-2619

清算金の徴収交付手続きに関する事 移転造成係 TEL 5664-2616

〒133-0053 江戸川区北篠崎2-26-7 FAX 朝 5243-3111



【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/toshikeikaku/saigainitsuyoi/machidukurijoho/kitakoiwa/index.html>